

個人情報保護に関する法律案に対する修正案

個人情報の保護に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に、
「第五章 雑則（第五
第六章 罰則（第五

十条 第五十五条） 「第五章 個人情報保護委員会（第五十条 第六十四条）

を 第六章 雑則（第六十五条・第六十六条） に改める。

十六条 第五十九条） 「第七章 罰則（第六十七条 第七十一条）

第一条中「かんがみ」の下に「、表現の自由を尊重しつつ」を、「定め、」の下に「並びに」を加え、

「定める」を「定め、及び個人情報保護委員会を設置する」に改め、「配慮しつつ」の下に「、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の」を加える。

第三条に次の一項を加える。

2 思想及び信条、心身の状況、経歴等に関する個人情報であって一般に公表されることを欲しないとされるもの並びに差別の原因となるおそれのある個人情報は、特に慎重な取扱いが図られなければならない。

第七条第二項第五号中「第四十条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十九条第一号中「第四十条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二号中「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十八条を第七十条とする。

第五十七条中「第三十二条又は第四十六条」を「第三十二条又は第四十七条」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十六条中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第六十八条とする。

第六章中第六十八条の前に次の一条を加える。

第六十七条 第五十八条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六章を第七章とする。

第五十五条（見出しを含む。）中「政令」の下に「又は個人情報保護委員会規則」を加え、第五章中同条を第六十六条とする。

第六十六条の前に次の一条を加える。

(適用除外)

第六十五条 個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う場合において、その目的の全部又は一部が次の各号に掲げる目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一 報道の用に供する目的

二 著述の用に供する目的

三 前二号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者に対して、情報を発表し、又は伝達する活動(個人情報記録した名簿、個人の住宅の所在を明らかにする地図その他これらに類する個人情報データベース等であつて政令で定めるものを発表し、又は伝達する活動を除く。)の用に供する目的

四 学術研究の用に供する目的

五 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

六 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

第五十条から第五十四条までを削る。

第五章を第六章とし、同章の前に次の一章を加える。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を任務とする個人情報保護委員会を設置する。

2 個人情報保護委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(所掌事務)

第五十一条 個人情報保護委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 個人情報取扱事業者に対する個人情報の適正な取扱いのための必要な監督に關すること。
- 二 第三十八条第一項の規定による認定及び認定個人情報保護団体に対する認定業務に係る必要な監督に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき個人情報保護委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第五十二条 個人情報保護委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第五十三条 個人情報保護委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員長は、個人情報保護委員会の会務を総理し、個人情報保護委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第五十四条 委員長及び委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。

(任期)

第五十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長又は委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第五十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 個人情報保護委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

三 第五十四条第三項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかったとき。

(罷免)

第五十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第五十八条 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第五十九条 個人情報保護委員会の会議は、委員長が招集する。

2 個人情報保護委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることが

できない。

3 個人情報保護委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 個人情報保護委員会が第五十六条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第五十二条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(事務局)

第六十条 個人情報保護委員会の事務を処理させるため、個人情報保護委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

(規則の制定)

第六十一条 個人情報保護委員会は、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を定めることができる。

(地方事務所)

第六十二条 個人情報保護委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

(国会に対する報告等)

第六十三条 個人情報保護委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出)

第六十四条 個人情報保護委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長に対し、又は内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

第四十九条を削る。

第四十八条第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同項第一号中「第三十八条第一号」を「第三十九条第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条各号」を「第四十条各号」に改め、同項第三号中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に

改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、第四章第二節中同条を第四十九条とする。

第四十七条中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十五条を第四十六条とし、第四十一条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に、「政令」を「個人情報保護委員会規則」に、「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「第三十七条第一項の」を「第三十八条第一項の」に改め、同条各号中「第三十七条第一項各号」を「第三十八条第一項各号」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条第二号及び第三号口中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同項第一号中「第四十二条」を「第四十三条」に改め、同条第二項中「政令」を「個人情報保護委員会規則」に、「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条を削る。

第三十五条の見出し中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「前三条」を「第三十二条から第三十五条まで」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して」を「第六十五条各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う者に対し、その取扱いに関し」に改め、第四章第一節中同条を第三十七条とする。

第三十四条第一項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項」を「第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第二十八条まで又は第三十一条第二項」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に、「第十六条」を「第十五条」に、「第二十条から

第二十二條まで又は第二十三條第一項」を「第十八條、第二十一條から第二十三條まで又は第二十四條第一項」に改め、同條を第三十五條とし、同條の次に次の一條を加える。

(個人情報保護委員会に対する申出)

第三十六條 何人も、自己を本人とする個人情報に関し、この法律に違反する事実があると思料するときは、個人情報保護委員会に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置をとらなければならない。

第三十三條中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同條を第三十四條とする。

第三十二條中「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に改め、同條を第三十三條とする。

第三十一條を第三十二條とする。

第三十條第一項中「第二十四條第二項」を「第二十五條第二項」に、「第二十五條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同條第二項中「実費を勘案して合理的であると認められる」を「実費の」に改め、同條を第三十一條とする。

第二十九条第一項中「第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項」を「第二十五条第二項、第二十六条第一項、第二十七条第一項又は第二十八条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条中「第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項」を「第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項」に改め、「場合は」の下に「、理由を示すことが困難な事情があるときを除き」を、「対し」の下に「、書面又は電磁的方法により」を加え、「するよう努めなければ」を「しなければ」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第二十九条とする。

ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により説明することができる。

第二十七条第一項中「第十六条」を「第十五条若しくは第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に改め、「、違反を是正するために必要な限度で」を削り、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第三項中「対し」の下に「、書面又は電磁的方法により」を加え、同項に次のただし書を加え、同条を第二十八条とする。

ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができる。

第二十六条第一項中「、利用目的の達成に必要な範囲内において」を削り、同条第二項中「対し」の下に「、書面又は電磁的方法により」を加え、同項に次のただし書を加え、同条を第二十七条とする。

ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができる。

第二十五条第一項第一号中「本人」を「第三十条第三項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示等の求めを行う場合における当該本人」に改め、同条第二項中「対し」の下に「、書面又は電磁的方法により」を加え、同項に次のただし書を加え、同条を第二十六条とする。

ただし、本人の同意があるときは、これ以外の方法により通知することができる。

第二十四条第一項第二号中「第十八条第四項第一号」を「第十九条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項又は第二十七条第一項」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二項第二号中「第十八条第四項第一号」を「第十九条第五項第一号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十五条とする。

4 前二項の通知は、書面又は電磁的方法により行わなければならない。ただし、本人の同意があるときは、この限りでない。

第二十三条第一項第三号を削り、同項第四号中「遂行に」の下に「著しい」を加え、同号を同項第三号とし、同条を第二十四条とする。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第十八条第一項中「、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き」及び「、又は公表し」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、本人に通知することにより多額の費用を要することとなる場合その他本人への通知が困難な場合は、利用目的の公表をもって足りる。

第十八条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項第二号中「利益を」の下に「著しく」を加え、同項第三号中「遂行に」の下に「著しい」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「利用目的について」を「利用目的を」に改め、「、又は公表し」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、本人に通知することにより多額の費用を要することとなる場合その他本人への通知が困難な場合は、変更された利用目的の公表をもって足りる。

第十八条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十九条とする。

3 前項の明示は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）により行わなければならない。ただし、本人の同意があるときは、この限りでない。

第十七条を第十八条とする。

第十六条第三項第三号を削り、同項第四号中「遂行に」の下に「著しい」を加え、同号を同項第三号とし、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とする。

第四章第一節中第十六条の前に次の一条を加える。

（特に慎重な取扱いを要する個人情報）

第十五条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報（公知であるものを除く。）を取り扱ってはならない。

一 思想及び信条に関する事項

- 二 医療に関する事項
 - 三 福祉に係る給付に関する事項
 - 四 犯罪の経歴に関する事項
 - 五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命又は身体の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 法令上の義務の履行のために必要な場合その他これに準ずる正当な理由がある場合
- 附則第一条中「第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定」を「第七章まで（第五十四条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）を除く。）の規定並びに次条から附則第八条までの規定、附則第十条から第十六条までの規定並びに附則第十七条中内閣府設置法第四条第三項第五十八号の次に一号を加える改正規定、同法第十六条第二項の改正規定及び同法第六十四条の表の改正規定」に改める。
- 附則第七条中第四条第三項第三十八号の次に一号を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四条第三項第五十八号の次に次の一号を加える。

五十八の二 個人情報の保護に関する法律第五十一条に規定する事務

第十六条第二項中「公正取引委員会」の下に「、個人情報保護委員会」を加える。

附則第七条中第三十八条の改正規定の次に次の改正規定を加え、同条を附則第十七条とする。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律

附則第六条中「この法律」を「附則第一条ただし書に規定する規定」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を附則第八条とし、同条の次に次の八条を加える。

(個別法の制定)

第九条 政府は、金融、情報通信及び医療の分野における個人情報について、この法律の公布後二年を目途として、第六条第三項の法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第十条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国会法の一部改正)

第十一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「、個人情報保護委員会委員長」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十号の三を第十号の四とし、第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の一号を加える。

十の二 個人情報保護委員会の委員長及び委員

「大臣政務官及び長官政務官

別表第一官職名の欄中「大臣政務官及び長官政務官」を

個人情報保護委員会委員長」

に、「公害等調

「個人情報保護委員会委員
整委員会の常勤の委員」を
公害等調整委員会の常勤の委員」
に改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第十三条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「国家公安委員会規則」の下に「、個人情報保護委員会規則」を加える。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第十四条 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国家公安委員会」の下に「、個人情報保護委員会」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十五条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「国家公安委員会規則」の下に「、個人情報保護委員会規則」を、「国家公安委員会、」の

下に「個人情報保護委員会、」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十六条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「国家公安委員会規則」の下に「、個人情報保護委員会規則」を、「国家公安委員会、」の下に「個人情報保護委員会、」を加える。

附則第五条中「第二十三条第四項第三号」を「第二十四条第四項第三号」に、「この法律」を「附則第一条ただし書に規定する規定」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第四条中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に、「この法律」を「附則第一条ただし書に規定する規定」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第三条中「この法律」を「附則第一条ただし書に規定する規定」に、「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第二条の前の見出しを削り、同条中「この法律」を「附則第一条ただし書に規定する規定」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を附則第

四条とする。

附則第一条の次に次の二条を加える。

(最初に任命される委員長及び委員の任命及び任期)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日以後最初に任命される個人情報保護委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、第五十四条第二項及び第三項並びに第五十六条第三号の規定を準用する。

2 前条ただし書に規定する規定の施行の日以後最初に任命される個人情報保護委員会の委員の任期は、第五十五条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

(本人の同意に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定による同項各号に掲げる事項を含む個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約十七億円の見込みである。